

◎租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用実態調査の結果に関する報告書の作成及び提出）</p> <p>第五条 財務大臣は、毎会計年度、次に掲げる事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成しなければならない。</p> <p>一 租税特別措置（適用実態調査を実施したものに限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）ごとの適用者数（当該租税特別措置の適用を受けた納税者の数をいう。）及び適用総額（法人税関係特別措置にあつては適用額の総額をいい、法人税関係特別措置以外の租税特別措置にあつては納税者が各租税特別措置の適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額の総額をいう。）</p> <p>二 法人税関係特別措置ごとの高額適用法人（第三条の規定により提出された適用額明細書に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額（以下この号において「高額適用額」という。）に該当する適用額が記載された適用額明細書を提出した法人をいう。）の報告書用法人コード（法人ごとに当該法人を識別することができないようにするために付される番号、記号その他の符号であつて、</p>	<p>（適用実態調査の結果に関する報告書の作成及び提出）</p> <p>第五条 財務大臣は、毎会計年度、次に掲げる事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成しなければならない。</p> <p>一 租税特別措置（適用実態調査を実施したものに限る。以下この項において同じ。）ごとの適用者数（当該租税特別措置の適用を受けた納税者の数をいう。）及び適用総額（法人税関係特別措置にあつては適用額の総額をいい、法人税関係特別措置以外の租税特別措置にあつては納税者が各租税特別措置の適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額の総額をいう。）</p> <p>二 法人税関係特別措置ごとの高額適用額（第三条の規定により提出された適用額明細書に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額をいう。）</p>

各会計年度を通じて用いられるものをいう。)及び当該高額適用額に該当する適用額。ただし、租税特別措置法第四十二条の三の二の規定による法人税関係特別措置にあつては、高額適用額とする。

三 [略]

2 [略]

(適用実態調査の結果の活用状況等に関する報告書の作成及び提出)

第五条の二 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の継続、廃止その他の見直しについて政府が当該会計年度に行った検討における適用実態調査の結果の活用状況並びにその検討の結果及びその結果に至った理由に関する報告書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の規定により財務大臣が作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した会計年度に開会される国会の常会の開会后速やかに提出するものとする。

(権限の委任)

第十条 この法律(第五条の二を除く。)に規定する財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

三 [略]

2 [略]

(新設)

第十条 この法律に規定する財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

(権限の委任)

(財務省令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、適用額明細書の様式、適用実態調査の実施細目、第五条第一項の報告書の作成方法、第五条の二第一項の報告書の作成方法及び記載事項の細目その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

(財務省令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、適用額明細書の様式、適用実態調査の実施細目、第五条第一項の報告書の作成方法その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。